

令和2年改正個人情報保護法の施行に備えて

虎門中央法律事務所
(商工研相談業務委嘱先)
弁護士

荒井隆男

Q 昨年、個人情報保護法が改正され、事業者は改正法の施行日

までに対応が必要になると聞きました。改正内容を把握できていません。当社では個人情報の積極的な活用はしていますが、把握しておくべき事項があれば教えてください。

A 1. 個人情報保護法とは

「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)」は、個人の権利や利益の保護と個人情報の有用性の調和を図るべく、平成15年に制定されました。当初は、取り扱う個人情報の数が50000人以下である事業者を規制の対象外としていましたが、平成27年の改正により撤廃されています。それ以降は、データベース化した事業に用いている事業者であれば、取り扱う個人情報の数にかかわらず、「個人情報取扱事業者」として個人情報保護法の適用を受けることになりました。

個人情報保護法においては、生存する個人に関する情報のうち特定の個人を識別することができるものが「個人情報」とされ、データベースを構成する個人情報「個人データ」とされています。

個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものが「保有個人データ」とされています(例外を包摂する厳密な定義は割愛)。

2. 令和2年改正の経緯

平成27年の改正に際しては、情報通信技術の著しい進展に機動的に対応できるよう、個人情報保護法の内容については3年ごとに見直しをすることも法制

化されました。内閣府に設置された独立第三者機関である個人情報保護委員会(以下、委員会)が、見直しのための具体的な検討を担うことになっていきます。

本稿で解説する令和2年の個人情報保護法改正(以下、本改正)は、この検討に基づく初めての改正となります。

改正法は令和2年6月5日に成立、同日12日に公布されており、令和4年4月1日から全面施行となります。

3. 令和2年改正の概要

本改正においては、①個人の権利、②事業者の守るべき責務、③事業者による自主的な取り組みを促す仕組み、④データ利活用に関する施策、⑤ペナルティ、⑥法の域外適用・越境移転、これらの六つの在り方が大きなテーマとなっており、多岐にわたる具体的な改正項目は基本的に

これらのどれかに属しています。個人情報をビジネスに積極的に活用していない、または予定していない事業者であっても、関心を寄せておくべきと考えられる改正事項について解説していきます。

なお、解説でも触れるとおり、本改正による規制の一部の具体化は、委員会規則に委ねられています。

委員会は、ガイドライン等の整備に向けた議論状況も公表しているため、本改正の全面施行に十分に備えるには、同委員会のウェブサイト(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogonou/>)を確認しておくことが有用です。

(1) 個人の権利の在り方に関する改正

③ 利用停止・消去等の個人の請求要件の緩和

本改正前は、本人が個人情報取扱事業者に対して自己を識別

できる保有個人データの利用停止や消去等を請求できるのは、利用目的達成に必要な範囲を超えて利用されていた場合と、不正に取得されていた場合とに限られています。

本改正では、それらに加え、利用の必要がなくなった場合、漏えい等が発生した場合、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも、利用停止や消去等を請求できるとされました（個人情報保護法新法30条5項）。この要件緩和によって、利用停止等の請求件数が増加することが見込まれますので、個人情報取扱事業者は対応態勢をあらかじめ整備しておくことが望まれます。

⑤保有個人データ開示方法の見直し

本人が個人情報取扱事業者に対して、保有個人データの開示を請求することは本改正前から認められていましたが、本改正においては、開示の方法について、電磁的記録の提供による方法その他委員会規則で定める方法を本人が指示できる旨が規定されました（同28条1項）。

ただし、例えば、システム改修の必要に迫られる場合のように、本人の求める方法による開示に多額の費用を要する場合等には、書面の交付による方法で足りるとされています（同28条2項）。

②事業者の守るべき責務の在り方に関する改正

⑩漏えい等の報告等の義務化

個人データの漏えい等の事故発生に際した場合に委員会に報告することは法律上義務づけられていませんでした。しかし、本改正により、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして委員会規則で定める事故が生じた場合には、同規則の定めに従い、委員会への報告と本人への通知が義務づけられることになりました（同22条の2）。

委員会規則においては、漏えいした個人データの性質、漏えい等の態様や規模等の複数の観点から、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が報告等の対象として定められるものと想定されています。

⑥不適正な利用の禁止

違法または不当な行為を助長

や誘発するおそれがある方法による個人情報の利用が禁止されることになりました（同16条の2）。

これは、破産手続き開始決定を受けたことのある者の情報を集約してインターネット上で公開する等、本改正前の規定に照らしてはただちに違法と評価できないものの、個人の権利利益の保護の観点からは看過できない態様で、個人情報を用いられている事例が発生したことを契機とする改正です。

本改正で明確に禁止されたことにより、右記のような不適切な利用事例では、利用者に不法行為責任が成立しやすくなると考えられます。

(3)事業者による自主的な取り組みを促す仕組みの在り方に関する改正（法定公表事項の充実）

個人情報取扱事業者が、保有個人データに関して一定の事項（自身の氏名等）を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置くことは、本改正前から求められていました。

本改正では、従前は公表が求められていなかった個人情報取扱事業者の住所等についても公表事項として追加されることになりました（同23条2項1号）。

これは、本人が個人情報取扱事業者に対して利用停止等の請求や連絡をしようにも住所が判明していなければ、困難になる事態が想定されるためです。

(4)ペナルティの在り方に関する改正

違反事案の増加傾向等を踏まえ、委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑が引き上げられています。

委員会からの命令に違反した行為者の懲役は、6カ月以下から1年以下に、罰金は30万円以下から100万円以下に変更されました（同83条）。委員会への虚偽報告等を行った行為者への罰金は、30万円以下から50万円以下となっています（同85条）。

また、個人情報データベース等を不正に提供等した場合において、法人に科される罰金の上限額が50万円以下から1億円以下へと、大幅に増額されました（同87条1項1号）。